新型コロナ予防接種に関する説明書

富　士　川　町

１．新型コロナとは

新型コロナは「コロナウイルス」に感染して起きます。
新型コロナウイルス感染症の発症早期では発熱・鼻汁・喉の痛み・せき・倦怠感・息苦しさといったかぜやインフルエンザに似た症状や、嗅覚異常・味覚異常、下痢などが現れることがあります。一部の人は症状が悪化して肺炎になり、入院が必要になることもあり、さらに重症化すると集中治療室での人工呼吸管理が必要になる場合もあります。

２．予防接種法の改正

令和６年４月の法改正により、「B 類疾病」とされました。「B 類疾病」とは、個人予防に比重を置いた疾病で、個人の発病・重症化防止により、その積み重ねとしての集団予防を図る必要がある疾病のことをいいます。

なお、対象者が希望する場合にのみ接種を行うことになっています。

３．対 象 者

予防接種法施行令により、コロナワクチン定期の予防接種を行う対象者は次のとおりです。

① 接種日時点で満６５歳以上の方
② 接種日時点で満６０歳以上６５歳未満の者であって、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
（※詳しくは、かかりつけの医師にご相談ください。）

４．ワクチンの種類と接種間隔

予防接種法実施規則により、コロナウイルスの定期の予防接種は、流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの安全性、開発状況などを踏まえ、当面の間毎年検討され、筋肉内に注射するものとされています。

また、他のワクチンとの同時接種は、医師が必要と認めた場合に可能です。さらに、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

５．副 反 応

ワクチン接種後、体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で、注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢等が現れることがあります。こうした症状の大部分は接種の翌日をピークに出現することが多く、数日以内に回復していきます。

万一、種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れた時は、速やかに医療機関を受診してください。

裏面もご覧ください

６．接種を見合わせる方

① 接種直前、接種を行う医療機関で検温した値が３７．５℃以上の方。
② 重篤かつ急性疾患にかかっている方。
（※接種医師の診察、主治医からの承諾が必要です。）
③ 新型コロナワクチンの接種液に含まれている成分に対して、アナフィラキシーや全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状を起こしたことがある方。
④ その他、予防接種を行うことが不適切な状態にある方。

７．ワクチンを接種するのに注意が必要な方

一般に、次の方はワクチンを接種するにあたって注意が必要な方です。当てはまる方は予診票に記載していただいた上で、問診を受けて下さい。

① 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全の方がいる方。
② 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発達障害などの基礎疾患のある方。
③ 過去に予防接種を受けて、接種後２日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た方。
④ 過去にけいれんを起こしたことがある方。
⑤ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こる恐れがある方。

８．その他注意事項

① コロナワクチン接種後２４時間は副反応の出現に注意し、接種後３０分以内は接種医療機関で健康状態を観察するか、医師とすぐ連絡を取れるようにしてください。
② 予防接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種を受けた部位をこするのはやめてください。
③ 過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化を起こす恐れがあるため、ワクチン接種後２４時間は避けてください。
④ 接種を受けた部位が赤くなったり、痛んだり、軽いだるさ、発熱、寒気を覚えることがありますが、いずれも通常２，３日中には特別な処置をしなくてもおさまります。
⑤ 万一、高熱やひきつけ（けいれん）などの異常な症状がでた場合は、すみやかに接種医またはかかりつけ医の診察を受けてください。

９．予防接種による健康被害救済制度

予防接種を受けた後、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万一、新型コロナワクチンの予防接種による健康被害が発生した場合は、救済給付を行うための制度があります。接種した定期予防接種によるものと厚生労働省が認定したときは、予防接種法に基づく「健康被害救済制度」の給付を受けられます。給付の種類は、医療機関での治療に要した費用や、障害が残ってしまった場合の障害年金などがあります。詳しい内容・手続きについては担当までお問い合わせください。

富士川町福祉保健課　健康増進担当
℡　０５５６－２２－７２０７